

まちのこえへの回答 No.1 (自衛官募集対象者除外申請手続きについて)

担当主管課：危機管理課 (内線 259)

要望等内容

先日、戸籍係にきて(受付係が不在の為)、自衛官募集対象者除外申請にきました。職員の方に「そういうのはやっていません」と言われました。他の市はやっているの、やってほしいとお願いしましたが、自衛隊が閲覧できないようになっていまして、本当でしょうか？横浜市や他の市は、自衛隊が閲覧して記入していっているの聞いて、とても恐ろしく感じました。

一日も早く除外申請ができるようお願いいたします。自分達の子どもを戦争に行かせたくないです。

自分の個人情報自衛隊に提供されることを望みません。個人情報は勝手に知られてはいけません。

大磯町も、今までもそうでしたが町長が変わり、町民に寄り添ってくれると信じています。

早く除外申請ができるようお願いいたします。

回答

町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。「まちのこえ」にお寄せいただきました、自衛官の募集に関する自衛隊への情報提供についてですが、本町では自衛隊神奈川地方協力本部からの依頼に基づき、自衛官及び自衛官候補生の募集事務に使用するために必要な対象者(18歳及び22歳)の情報を、全住民の住民基本台帳の写しを印字した住民記録一覧の閲覧により情報提供を行っています。

この情報提供は、国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するために、自衛隊法の法令(自衛隊法第97条・同法施行令第120条)に基づき、住民基本台帳法の規定(住民基本台帳法第11条第1項)にある「法令で定める事務」に該当することから実施しているものであり、提供した情報は自衛官等の募集事務に活用されています。

個人情報の提供を希望されない方への対応についてですが、自衛隊への情報提供に関しては、市町村長へ情報提供を求めることについての法令は存在する一方、情報提供を望まない方を対象から除くことを定めた法令がないといった現状により、現在、除外の対応は行っておりません。

一方、いただいた御意見のとおり、情報提供を希望されない場合、提供する情報から希望する対象者を除外する「除外申請」といった制度が近年注目され、運用が広まっていることから、「除外申請」を希望する方の意思を尊重する必要性も踏まえ、今後、先行事例の情報収集や関係法令等の課題整理等により検討を進めてまいります。

この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

【参考：法令の概要】

自衛隊法 第97条

都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

自衛隊法施行令 第120条

防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

住民基本台帳法 第11条第1項

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、閲覧させることを請求することができる。

※ 本件に関する主管課は次のとおりです。
自衛官の募集に関することにつきましては、危機管理課危機管理係
(内線 259) です。

まちのこえ受付日：R5.5.8

掲示日：R5.5.29